

令和2年度事業計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

一般財団法人医療関連サービス振興会

I. 医療関連サービスの質的向上事業

セミナー・シンポジウムの開催

- セミナーの開催
学識経験者、医療関係者、サービス提供事業者、行政等から講師を招き、セミナーを開催する。(年間9回を予定)
セミナー講演録を会報誌及びホームページに掲載する。
 - シンポジウムの開催
医療関連サービスの質の向上に関するシンポジウムを開催する。
(年間1回を予定)
-

広報活動

- インターネット・ホームページを利用した各種情報の提供
 - 医療関連サービスマーク制度の積極的なPR
医療関連サービスマーク制度について、リーフレットの配付、病院団体・事業者団体等の機関誌等への掲載により、医療機関をはじめ各方面に対し積極的なPR活動を行う。
 - 会報誌「振興会通信」の発行(年間6回)
月例セミナー講演録、行政の動向、各種調査結果、サービスマーク認定状況、受託責任者講習会の案内などを会員、関係団体等へ広く提供する。
-

情報の整備・提供

- 医療関連サービス NAVI 事業
「医療関連サービス NAVI」が、医療機関等でより活用されるよう取り組んでいく。
- データブックの発行
医療関連サービスマーク認定事業者に関するデータブックを発行し、認定事業者情報を医療機関等へ広く提供する。

II. 医療関連サービスに係る調査研究事業

各種調査の実施

- 調査研究事業
振興会及び会員並びにサービスマーク認定事業者の今後の事業展開に必要な調査研究を中心にテーマの設定をし、調査研究事業を行う。調査研究事業の成果については、広く関係機関等に対し提供して行く。

海外調査団の派遣

- 第29回海外調査
諸外国の医療関連サービスの実態を研究・把握するため、希望者を募り、海外調査団を派遣する。
帰国後報告書を作成し、我が国の医療関連サービスの推進に役立たせる。

Ⅲ. 評価認定事業

医療関連サービスマーク認定事業

- 医療関連サービスマークの認定
既存の10業務について、認定要件に適合する医療関連サービスに対して、医療関連サービスマークの認定を行う。
また、既存の10業務に加え、院外調理患者等給食業務について、医療関連サービスマーク制度を導入し、年度内に認定を行う。そのため、関係団体との連携・調整、新制度の広報、必要な研修、認定システムの構築などを実施する。
- 認定基準の見直し検討
医療関連サービスの質の向上を図り、法律改正や時代に則した医療関連サービスとして対応できるよう、医療関連サービスマーク制度認定基準の改定、チェック項目（チェックリスト）の見直し検討を行う。
- 医療関連サービスマーク制度の見直しと改革の検討
将来の医療関連サービスのあり方を検討する目的で平成27年度から平成28年度末まで設置された専門部会（あり方検討会）及び平成29年度から平成30年度末まで設置された専門部会（あり方検討会（その2））での議論において、医療関連サービスのあり方についての見直しと改革について十分に検討されていない課題の検討を引き続き実施するために、令和元年度から令和2年度末まで設置することとしたあり方検討会（その3）で、医療関連サービスマーク制度の見直しと、改革の検討を引き続き実施する。
- 「ハートマークだより」の発行（年間3回）
医療関連サービスマーク認定事業者等に対して、医療関連サービスマークに関する最新情報の提供を目的にタブロイド版ニュースを発行する。

研修事業

- 実地調査指導員水準調整会議（研修）の実施
実地調査指導時の対応の標準化、問題点等の調整を図るため、実地調査指導員の研修会を開催する。

- 受託責任者等に対する特定講習会の実施
医療関連サービスマーク認定基準において規定している、受託責任者等に対する講習会等を指定する。

IV. その他の事業

委員会活動

- 委員会および専門部会の開催
運営委員会
倫理綱領委員会
評価認定制度委員会および各専門部会
医療関連サービス開発委員会および専門部会
広報委員会

保険制度

- 団体保険制度の普及
医療関連サービスマーク認定事業者を対象とした団体賠償責任保険など
3種類の保険への加入促進及び団体保険制度の普及を図る。

以上